

# 水産業の振興に関する基本的な計画

平成16年6月

宮 城 県

# 水産業の振興に関する基本的な計画

## 目 次

1	計画策定の考え方	1
(1)	計画策定の趣旨・目的	
(2)	計画の位置付け	
(3)	計画策定の方法	
(4)	計画の期間	
2	水産業に関する現状と課題	2
(1)	我が国における水産業の現状と課題	
(2)	本県における水産業の現状と課題	
3	水産業振興に関する基本的な方針	9
(1)	施策推進に当たって	
(2)	施策展開の基本的な方針	
(3)	施策展開に当たっての役割	
4	計画の目標	12
(1)	漁業生産量について	
(2)	漁業生産額について	
(3)	経営体について	
(4)	1経営体当たりの生産額について	
(5)	就業者について	
(6)	水産加工業について	
5	施策の展開	16
(1)	量から質へ、健全な資源と環境づくり	
(2)	消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立	
(3)	高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ	
(4)	地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり	
(5)	水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備	
(6)	国への働きかけ	

## 1 計画策定の考え方

### (1) 計画策定の趣旨・目的

水産業の振興に関する基本的な計画（以下「計画」という。）は、みやぎ海とさかなの県民条例（平成15年宮城県条例第48号。平成15年3月20日公布。同年4月1日施行。以下「条例」という。）第7条第1項の規定により策定するものであり、本県水産業の健全な発展と県民生活の安定向上を図るため、水産業の振興に関する中長期的な目標、基本的な方針及び総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性を示すものである。

### (2) 計画の位置付け

この計画は、宮城県総合計画、みやぎ産業振興重点戦略、みやぎ産業振興ビジョン、水産基本法（平成13年法律第89号）及び国の水産基本計画の基本理念に基づくとともに、平成11年3月に策定され、これまでの本県の水産業施策のよりどころとなっていた宮城県水産振興ビジョンを引き継ぐ新たな計画として位置付けられるものである。

### (3) 計画策定の方法

計画の策定に当たっては、条例第7条第3項及び第4項の規定により、県民及び宮城県産業振興審議会の意見を聴き、計画の内容に反映させている。

### (4) 計画の期間

計画の目標年次は、平成25年とする。

なお、水産業を取り巻く状況が大きく変化していることから、必要と認められる場合には、計画の変更も想定しながら、施策の展開を図ることとする。

## 2 水産業に関する現状と課題

### (1) 我が国における水産業の現状と課題

水産物は、日本人にとって古くから重要な食料となっており、現在でも国民が摂取する動物性タンパク質の4割を占めている。また、最近では、水産物に含まれる優れた栄養特性が改めて見直されるなど、水産物は日本型食生活において不可欠なものである。さらに、漁業地域は、水産物の供給、都市住民に対する健全なレクリエーションの場の提供等を通じて、豊かで安心できる国民生活の基盤を支えている。

しかしながら、我が国の経済及び社会が変化する中で、水産業を巡る状況も大きく変化していることから、国は、平成13年6月に水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とした水産基本法を制定するとともに、平成14年3月にその理念の実現を図るための施策展開の基本的な方針として水産基本計画を策定し、水産業振興のための具体的な施策が実行に移されている。

#### イ 漁業生産

我が国の漁業は、沿岸から沖合、さらには遠洋へと漁場を拡大することによって発展してきた。

しかしながら、海洋法に関する国際連合条約や日韓・日中の漁業協定の発効による本格的な200海里体制への移行並びに過剰漁獲及び沿岸環境の悪化等による我が国周辺水域の資源水準の低下により、近年、漁業生産量は著しく減少している。

漁業は、海の生産力及び水産資源の再生産力に依存している産業であり、水産資源は、適切な漁獲量を維持することによって、将来にわたって持続的に利用していくことが可能な資源であることから、国は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「TAC法」という。）を制定し、平成9年1月からTAC（漁獲可能量）制度を導入することにより、水産資源の安定的で持続的な利用を図っている。さらに、

平成14年4月から、TAE（漁獲努力可能量）制度を導入して、我が国の周辺水域における本格的な資源回復計画が実施されている。

#### ロ 水産物の輸入

金融の自由化及び水産物流通のグローバル化が進む中、我が国の漁業生産量の減少を補う形で増大してきた水産物輸入は、依然として増加傾向にある。平成12年の世界の水産物貿易においても、我が国は輸入額の26%、輸入量の13%を占め、世界最大の水産物輸入国となっている。水産物の輸入増加のほか、景気低迷等の影響もあり、国内水産物の価格は低迷を余儀なくされており、国内漁業は、厳しい状況に置かれている。また、世界の水産資源の水準が悪化している状況の中で、国際的な水産資源の持続的利用を念頭においた適切な水産物輸入の在り方を検討していく必要がある。

#### ハ 水産加工業

国内で漁獲される水産物のおよそ7割は様々な製品に加工されており、水産加工業は、水産物の需要拡大、国内漁業の発展及び潤いのある食生活に大きく貢献してきた。

しかしながら、200海里体制以降の遠洋漁業の縮小等による国内漁業生産量の減少により、現在では、加工原料の多くを輸入に依存している。また、最近では、景気低迷による販売不振、不安定な原料供給事情等により、水産加工品の生産量は、総じて減少傾向にある。

そのため、今後とも国産及び輸入原料の安定的な確保並びに消費者ニーズに対応した製品開発力の強化が重要な課題となっている。

#### ニ 漁業経営体及び漁業就業者

資源の減少をはじめ、魚価低迷による漁業収入の減少、漁業設備の高度化に伴う漁業支出の増加等によって、国内漁業は厳しい経営を余儀なくされていることから、漁業経営体数及び漁業就業者数は年々減少している状況にある。さらに、若い就業者数の減少により高齢化の進行が著しく、国

民へ安定的に水産物を供給していくための生産構造が弱体化している状況にある。

将来にわたって確固たる漁業生産体制を構築し、安定的に水産物を供給するためには、漁場環境の保全及び広域的な資源管理を積極的に推進するとともに、経営感覚に優れた意欲と能力のある担い手を確保し、及び育成する必要がある。また、女性漁業者の漁協運営や漁業経営への参画を推進するとともに、魅力ある漁村づくりを進めるための取組も不可欠となっている。

#### ホ 水産物の流通と消費

水産物の流通形態は、情報通信技術の発達及び大手量販店の台頭に伴い、生鮮魚介類の市場外流通が増加しており、従来の市場流通から大きく変化している。また、女性の社会進出の増加、単身世帯の増加、世帯人員の減少等のライフスタイルの変化に伴い、外食等の食の簡便化が進むなど、消費者の需要も多様化している。

一方、食の安全性を求める社会的要請がかつてないほどに高まっていることから、水産食品の安全・安心の確保及び分かりやすい食品表示の徹底を図るとともに、消費者のニーズに対応した商品の開発及び販売方法の検討並びに消費者に対する水産物の旬<sup>しゅん</sup>及び料理方法に関する情報の提供等魚食普及の推進が強く求められている。

#### (2) 本県における水産業の現状と課題

本県の海岸線はおよそ841kmに及び、中央に位置する牡鹿半島を境に、北は大小多数の湾から形成される三陸リアス式海岸、南は平坦な砂浜海岸による仙台湾が形成されている。この多様な地形を利用して、古くから地域ごとに特徴ある様々な漁業が営まれており、全国屈指の水産県として発展してきた。

牡鹿半島以北では、採介藻漁業及び漁船漁業が中心であるが、三陸海岸特有の急深で良好な各湾では様々な養殖業も営まれている。牡鹿半島以南では、

松島湾周辺海域を中心とする養殖業とともに、広大な仙台湾での漁船漁業が盛んである。また、牡鹿半島沖合は、寒流と暖流が交錯する世界屈指の三陸沖漁場の南方に位置し、沖合漁業が盛んである。さらに、遠く世界の海では、まぐろはえ縄漁業などの遠洋漁業で本県の漁船が活躍している。

本県にはこれらの漁船の基地となる143か所の漁港と、多種多様な漁獲物を水揚げするための10か所の産地魚市場が整備されている。産地魚市場の周辺には、ねり製品、塩蔵品、魚卵製品、冷凍水産物等の特徴ある水産加工品を生産する全国有数の水産加工団地が形成されており、そこで生産された製品は生鮮魚介類とともに全国各地に出荷されている。

## イ 漁業生産

本県の漁業総生産量は、昭和63年までは60万トンから80万トンまでの間で推移していたが、平成元年以降は減少傾向をたどり、平成6年以降は40万トン程度で横ばいの傾向にある。漁業総生産量の内訳は、遠洋漁業が3割、沖合・沿岸漁業が4割、養殖業が3割となっている。

漁業総生産金額は、昭和60年のピーク時にはおよそ1,900億円であったが、その後は減少傾向が続き、平成13年には985億円になっている。漁業総生産金額の内訳は、遠洋漁業が4割、沖合・沿岸漁業が3割、養殖業が3割となっている。

### (1) 遠洋漁業

遠洋漁業の生産量は、昭和52年の200海里規制により、特に北洋漁場での遠洋底びき網漁業及び遠洋まぐろはえ縄漁業の生産量が大きく減少した。その後も、国際的な漁業規制により、まぐろ漁船の減船を余儀なくされる等の事情によって、昭和48年のピーク時に40万トンあった生産量が現在は13万トン程度まで減少している。また、その生産金額も、昭和60年のおよそ1,200億円をピークにその後は減少傾向が続き、現在は400億円程度になっている。

遠洋漁業においては、今後も国際的な漁業規制の強化、資源の減少、

価格の低迷等厳しい経営環境が続くと予想されるため、経営基盤の強化が不可欠である。また、遠洋まぐろはえ縄漁業における便宜置籍船の排除、国際協調による資源管理体制の確立、漁船乗組員の確保等も解決すべき課題である。

#### (ロ) 沖合漁業

沖合漁業は、昭和53年から昭和63年にかけて、まき網漁業でのいわしの豊漁によって大きな生産量を達成したが、その後はいわしの資源状況の悪化により、ピーク時に35万トン以上あったものが、現在では10万トン程度まで減少している。また、生産金額は、昭和57年のおよそ600億円をピークにその後は減少傾向が続き、近年は200億円程度で推移している。

このため、沖合漁業においても、資源水準の回復を図るための資源管理の徹底等、将来にわたって生産活動を安定的に維持していくための取組が不可欠である。

#### (ハ) 沿岸漁業

沿岸漁業は、昭和40年以降生産量は5万トン前後、生産金額も100億円前後で安定して推移している。

しかしながら、資源量が総じて減少傾向にあること、中小規模の経営体が多いこと、魚価低迷傾向が著しいこと等により、厳しい経営を余儀なくされているため、産卵親魚の保護、小型魚の保護・育成などの資源管理の徹底による資源の増大及び安定経営に向けた操業秩序の確立が必要になっている。また、沿岸の海域では、陸上からの多様な物質の流入、開発等によって魚介類を育む海中林、干潟等が減少しており、県、水産業者及び水産業に関する団体（以下「水産業者等」という。）並びに県民が一体となった環境保全への取組が求められている。

#### (ニ) 海面養殖業

海面養殖業の生産量は、昭和56年以降増加傾向にあり、平成10年

からは13万トンを上回り，生産金額も昭和62年に200億円を超え，現在ではおよそ300億円に達している。

しかし，多くの養殖業種の業績が伸びている一方で，銀ざけ養殖のように，輸入品との競合によって，一時100億円以上あった生産金額が40億円ほどに減少した業種もある。

このため，海面養殖業においては，需給関係や輸入の動向を見極めながら，限りある漁場を効率的に利用する生産体制の確立が重要になっている。

#### ロ 水産加工業

水産加工業の生産量は，全国第2位を占めているが，昭和58年に最大の生産量を達成した後，昭和63年からは減少傾向が続いている。

水産加工業の製造品出荷額は，平成3年及び平成4年には4,000億円を超え，その後も3,500億円前後で推移している。この金額は，平成13年の本県の製造品出荷額第1位の電気機械製造業(8,700億円)に次ぐ食料品製造業全体(6,600億円)の半分以上を占めるものである。

本県の水産加工業は，地域ごとに特色のある水揚げに支えられて発展してきたが，北洋漁場からの撤退後は，加工原料の多くを輸入に頼らざるを得ない状況になっている。

このため，県内で水揚げされる水産物の有効活用による地域色豊かな水産加工品の製造を進めるとともに，加工原料を安定的に確保することが重要課題になっている。

#### ハ 漁業経営体及び就業者

漁業経営体数は，昭和48年に8,500経営体ほどあったが，その後一貫して減少し，平成13年には4,763経営体になっている。また，昭和48年に3万人を超えていた漁業就業者数も，平成13年には1万2,600人程度まで減少している。

このような漁業経営体数及び就業者数の減少に加え，就業者の高齢化及び後継者不足が顕著になっていることから，今後は，意欲と能力のある中核的漁業者の育成及び新規就業者の確保が不可欠になっている。

## 二 水産物の流通と消費

消費者の食の安全・安心に対する要望が高まり，生産から消費に至るまでの衛生管理体制の構築及び生産・流通履歴の明確性を確保する取組が極めて重要になっている。また，本県水産物の多くが首都圏をはじめとした大消費地へ流通する中で，マーケットの視点を重視するとともに，消費者のニーズに対応した水産物の供給及びこれらを積極的に県民へ提供する地産地消の推進が重要になっている。

### 3 水産業振興に関する基本的な方針

#### (1) 施策推進に当たって

条例の基本理念である，本県の水産業が将来にわたって安全で良質な水産物を安定的に供給し，地域社会に貢献する活力ある産業として発展すること，また，漁業地域が多面的機能を発揮する地域として発展することが達成されるよう努めることとする。

そのため，次に掲げる項目を「施策展開の基本的な方針」とし，県，水産業者等及び県民の責務と役割を明確にして，積極的な施策展開を図り，健全で豊かな食と環境を実現する水産業を構築していく。また，厳しい漁業経営が続いている中，活力ある漁業経営体の育成と安定した漁業生産の実現のため，目標年において1経営体当たりの漁業生産額を増大させ，漁業所得を向上させることを基本的な考え方とする。

#### (2) 施策展開の基本的な方針

##### イ 水産資源水準の維持と水産物の安定供給に努める。

我が国有数の水産物生産県として，水産資源の維持安定を図り，県民に対する良質な水産物の安定的な供給を担う責任を果たすとともに，国内における水産物の自給率向上という国の理念達成に貢献していく。（条例第3条第1項関係）

##### ロ 消費者を意識した安全で安心な付加価値の高い水産物の供給に努める。

食生活の基本である安全・安心を最優先にした水産物を供給するとともに，鮮度・品質の維持向上に加え，トレーサビリティシステムを導入し，「生産者の顔が見える履歴の明確性」を付加価値とする消費者を意識した水産物の供給に努める。（条例第3条第1項関係）

##### ハ 水域の環境保全に貢献する。

水産業を通じて漁業地域の環境保全に貢献するとともに，水産業による環境負荷を低減するため，漁業系廃棄物の再利用及び適正処理に係る体制整備等に努める。（条例第3条第1項及び第3項関係）

ニ 経営感覚を重視した担い手の育成と生産体制を確立する。

競争力のある水産業を構築するため，販売戦略を視野に入れた生産体制を確立するとともに，次代の水産業の担い手及び経営感覚に優れた意欲ある担い手の確保及び育成に努める。（条例第3条第2項関係）

ホ 宮城県産水産物のブランド性を確立する。

健全で活力があり，競争力のある水産業を構築するためには，水産物のブランド性の確立が有効であることから，消費者，流通業界，生産者等が連携して，優れた本県水産物のブランド性の確立に努める。（条例第3条第2項関係）

ヘ 産学官の連携による新たなニーズへの対応及び自然と共生できる水産業の確立に努める。

水産物の持つ健康機能を活かした若者・高齢者向けの食品等の研究開発，適正な資源水準の把握及び管理手法確立のための調査研究，海の持つ生産力を考慮した適正な養殖手法の開発等研究成果を産業に活かす取組を推進し，自然と共生した競争力のある産業の確立を目指す。（条例第3条第2項関係）

ト 水産物や漁業地域の魅力に対する県民の理解の促進に努める。

水産物の健康面への効用，旬<sup>しゅん</sup>における優れた栄養特性等の情報の積極的な提供，食育の推進，県民と水産業者等との交流による漁業地域の魅力の発信等により，県民の水産業に対する理解を促進する。（条例第3条第3項関係）

チ 水産業者等による自主的な取組を促進する。

資源管理，漁業秩序の維持，環境保全，経営管理，衛生管理，適正表示等について，水産業者等が自己責任の下に行う自主的な取組を促進する。（条例第3条第1項，第2項，第3項関係）

(3) 施策展開に当たっての役割

イ 県の責務と役割

県は、国、関係市町村、水産業者等及び県民との連携を深め、協力体制を構築するとともに、相互理解を深めながら計画に基づく施策を展開し、水産業の振興に努める。

#### ロ 水産業者等の責務と役割

水産業者等は、自己の責務と行政との緊密な連携の下、水産業の振興に関して計画の施策展開に主体的に取り組み、積極的な役割を果たすものとする。

#### ハ 県民の役割

県民は、水産業や水産物に対する理解を深め、本県産の水産物の消費に貢献するとともに、計画の施策展開に対して積極的に協力するものとする。

## 4 計画の目標

参考値（平成13年）及び基準値を参考としながら，次の方法により，それぞれの表のとおり，すう勢値及び目標値の設定を行った。

なお，すう勢値は，現状の漁業生産活動や資源状況が継続した場合において，平成25年に想定される値とし，目標値は，今後展開される資源管理，栽培漁業，漁場造成，販売戦略等が効果的に反映された場合において，平成25年に期待される値として示した。

### (1) 漁業生産量について

#### イ 遠洋漁業

国際的な資源管理，新漁場の開拓調査等の効果を見込んだ国の目標値設定の考え方を参考としながら，本県における該当漁業種類の操業実態，漁労体数，漁労体当たりの漁獲量等の動向に基づき設定した。

#### ロ 沖合漁業

国における主要漁業種類ごとの漁獲量増大目標を考慮しながら，本県の該当漁業種類の操業実態，漁労体数，漁労体当たりの漁獲量等の動向に基づき設定した。

#### ハ 沿岸漁業

主要漁業種類ごとにおおむね過去10年間の漁労体当たりの漁獲量に基づき，10年後の目標値を設定したが，その際，資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策，栽培漁業の推進，漁場造成などの効果を漁業種類ごとに検討した。

#### ニ 海面養殖業

主要養殖種類ごとにおおむね過去10年間の漁労体当たりの生産量に基づき，10年後の目標値を設定したが，その際，需給動向に対応した生産体制，漁場の行使状況等を考慮した。

## 【漁業生産量】

(単位：千トン)

区 分	参考値 (平成13年)	基準値	平成25年	
			すう勢値	目標値
遠洋漁業	128	137	87	90
沖合漁業	89	83	68	75
沿岸漁業	84	79	70	85
養殖業	138	131	119	130
合 計	439	430	344	380

(注) 基準値とは、平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3か年の値の平均値である。

## (2) 漁業生産額について

生産量のすう勢値及び目標値を基におおむね過去10年間の生産単価を参考としながら、漁業種類、養殖種類ごとに資源管理による産卵親魚及び小型魚の保護対策、品質向上及びブランド化への取組並びに需給動向を踏まえた生産管理等による効果を考慮して設定した。

## 【漁業生産額】

(単位：億円)

区 分	参考値 (平成13年)	基準値	平成25年	
			すう勢値	目標値
遠洋漁業	428	478	345	375
沖合漁業	134	145	112	125
沿岸漁業	138	151	135	185
養殖業	285	266	240	280
合 計	985	1,040	832	965

(注) 基準値とは、平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3か年の値の平均値である。

(3) 経営体について

漁業・養殖業の種類やトン数階層別に想定される漁労体数の状況等から、すう勢値及び目標値を設定した。

なお、養殖業の目標値については、経営体の法人化等も想定して設定した。

【経営体】

(単位：経営体)

区 分	参考値 (平成13年)	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	51	35	35
沖合漁業	43	35	35
沿岸漁業	1,758	1,500	1,500
養殖業	2,911	2,500	2,450
合 計	4,763	4,070	4,020

(4) 1経営体当たりの生産額について

漁業区分ごとに、目標年の生産金額を目標年の経営体数で除して、1経営体当たりの生産額を示した。

【1経営体当たりの生産額】

(単位：百万円)

区 分	基準値	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	936	986	1,074
沖合漁業	338	320	351
沿岸漁業	8.6	9.0	12.3
養殖業	9.1	9.6	11.5

(注) 基準値とは、平成9年から平成13年までの値のうち、最大値及び最小値を除いた3か年の値の平均値を平成13年の経営体数で除した値である。

(5) 就業者について

遠洋漁業，沖合漁業については10年後に見込まれる漁労体や経営体の状況から，すう勢値及び目標値を設定した。

なお，沿岸漁業，養殖業の目標値については，遠洋漁業や沖合漁業の就業者が離船後に参入することも想定して設定した。

【就業者】

(単位：人)

区 分	参考値 (平成13年)	平成25年	
		すう勢値	目標値
遠洋漁業	4,291	3,550	3,550
沖合漁業			
沿岸漁業	8,349	7,150	7,300
養殖業			
合 計	12,640	10,700	10,850

(6) 水産加工業について

水産加工業の製造品出荷額は，漁業生産の状況，消費動向等により，減少傾向にあるが，安全・安心で水産物の健康機能を活かした付加価値の高い差別化製品の開発，農・林・畜産業との連携や消費者ニーズに対応した新たな製品開発等を考慮し，平成11年及び平成12年当時の製造品出荷額水準を目標値とした。

【水産加工業】

(単位：億円)

	参考値 (平成13年)	目標値 (平成25年)
製造品出荷額	3,326	3,500

## 5 施策の展開

3(2)に掲げる施策展開の基本的な方針を踏まえ、目標達成に向けて、次に示す6つの施策を連携させながら積極的に展開していく。

### (1) 量から質へ、健全な資源と環境づくり

「水産物の持続的かつ安定的な利用」（条例第8条第1項第2号関係）

#### イ 水産資源の適切な保全と管理

過剰な漁獲努力量、環境悪化等により、多くの魚種で資源水準の長期低迷と漁獲量の減少が見られ、資源の維持及び回復に向けた資源管理の強化が必要なことから、次の施策を展開していく。

- (イ) 資源管理体制を強化するため、自由漁業の制度化や許可制への移行を進めるとともに、TAC法に基づく協定締結の促進など、TAC制度の定着を図る。
- (ロ) 資源の維持安定及び持続的な利用を図るため、資源管理の優良実践事例の情報収集のほか、適正な漁獲量、産卵親魚及び幼稚魚の保護対策等に関する調査・研究を推進することにより、生産現場での活用及び実践を進める。
- (ハ) 生産の安定と効率的な漁業生産活動のため、漁海況予報及び水産情報システムの充実を図るとともに、その有効活用を推進する。
- (ニ) 漁業者自らが主体的に実践する資源管理を促進するとともに、流通業者及び遊漁者の資源管理への参画及び協力体制を構築する。
- (ホ) 広域的な資源管理の実践に向け、国、関係都道府県、大学等研究機関との連携を強化する。

#### ロ 水産動植物の養殖及び増殖の推進

消費者の要望に対応し、持続的かつ安定的な養殖生産を確立するとともに、効率的で投資効果の高い栽培漁業の実現に向けて、次の施策を展開していく。

- (イ) 持続的な養殖生産を行うため、漁場の生産力に応じた計画的な生産を推進するとともに、合理的な漁場の利用及び養殖施設の強化を図る。
- (ロ) 消費者ニーズに対応した養殖生産物を供給するため、漁場環境に配慮した養殖業を推進し、養殖生産物の安全性の確保を図るとともに、需要に対応できる養殖生産を推進する。
- (ハ) 養殖業の効率化や多様化に向け、生産技術の開発を行うとともに、新たな種目や優良品種の作出を行い、生産現場への普及及び定着を図る。
- (ニ) さけふ化放流事業の効率的運営及び健苗放流を推進し、秋さけ資源の安定確保及び良質資源の造成に努めるとともに、適切な受益者負担体制を実現する。
- (ホ) 栽培漁業の技術の高度化と効率化のため、関連する研究機能を充実するとともに、技術の普及及び定着に向けた研修等を実施する。
- (ヘ) 効率的な栽培漁業を推進するため、受益者である漁業者の負担体制及び遊漁者の協力体制を推進する。

## 八 水産動植物の生育環境の保全と改善

漁場環境の悪化による生産力の低下が見られ、その保全と回復が必要なことから、次の施策を展開していく。

- (イ) 漁業生産力の安定と向上のため、環境負荷の少ない生産活動を推進するとともに、沿岸域における増殖場の造成並びに藻場及び干潟における環境の保全及び修復を行う。
- (ロ) 生産力の低下した漁場の機能を回復するため、森林・河川流域における環境保全の取組との連携を強化する。
- (ハ) 漁業被害を未然に防止するため、沿岸漁場における環境の継続的な監視に加え、貧酸素水、赤潮等に関する海洋環境モニタリングを強化する。
- (ニ) 河川、湖沼等の内水面の生態系を保全するため、これらに深刻な影響を与えている肉食性外来魚の拡散防止及び駆除の取組を推進するとともに、魚類等の水生生物にやさしい河川づくりを進める。

(ホ) 県民の理解と協力を得て、海岸や河川の水域環境の保全活動を推進する。

## 二 秩序ある海面の利用

違法操業や海面利用のルール違反などが見られることから、法令遵守意識の向上と取締りの強化のため、次の施策を展開していく。

(イ) 沿岸漁業と沖合漁業における漁業種間トラブルの未然防止や安定操業を図るため、漁業調整体制を強化し、操業ルールの定着化を推進する。

(ロ) 違法操業の未然防止及び操業秩序の維持のため、漁業取締体制を強化する。

(ハ) 漁業と遊漁が共存する海面利用の秩序確立のため、遊漁船業者の組織化や漁業者と遊漁者の話し合いによるルールづくりを推進し、遊漁者の資源管理に対する意識の啓発及び協力体制の構築に努める。

(ニ) 漁業者とプレジャーボート等の利用者とのトラブルを解消するため、係留施設の整備及び管理体制を構築し、漁港利用の円滑化を図る。

## (2) 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立

「安全で良質な水産物の安定供給」（条例第8条第1項第1号関係）

### イ 安全で安心できる食品の生産・供給体制の確立

水産物に対する消費者の信頼を確保するため、水産物の安全性及び品質の確保に向けて、次の施策を展開していく。

(イ) 安全で安心できる食の実現を目標とする県の「みやぎ食の安全安心基本方針」に基づいた取組を促進する。

(ロ) 高度な衛生管理に基づく水産物の供給を行うため、魚市場の鮮度・衛生管理の強化、加工場のHACCP方式導入の促進等衛生管理システムの強化のための基盤整備を推進する。

(ハ) 履歴が明らかな生産者の顔が見える供給体制を確立するため、主要な水産物へのトレーサビリティシステムの導入をはじめ、産地・製品情報の積極的な提供等、水産業者等の主体的な取組を促進する。

(ニ) 安全・安心な水産物を供給するため，水産業者等に対する指導・研修を充実させるとともに，生産・流通段階における鮮度及び品質向上に関する水産業者等の主体的な取組を促進する。

(ホ) 生産段階における安全性を確保するため，生産海域の水質，水産物の貝毒・細菌類の検査，かきのノロウィルス（NV）対策等について，監視・指導を充実強化する。

#### ロ 食の安全・安心に関する体制整備と関係機関の連携強化

生産から消費に至るまでの食品の鮮度，品質及び衛生を確保する体制を整備するため，次の施策を展開していく。

(イ) 食品の安全性を確保するため，消費者と水産業者等の連携を強化し，消費者による商品表示のモニタリング，問題発生時の情報の提供など，消費者参加型の体制の整備に努める。

(ロ) 食品の安全・安心に関する調査研究を充実するとともに，その成果の積極的な活用に努める。

(ハ) 危害発生時の迅速な情報収集や的確な対応等の危機管理体制を構築するため，国，関係都道府県，市町村，衛生関係機関，水産業者等及び消費者の連携を強化する。

#### ハ 多様化・複雑化する消費者の需要に対応した供給体制の整備

競争力を確保する上で，消費者及び流通者等の多様化・複雑化するニーズを的確に把握することが不可欠であることから，次の施策を展開していく。

(イ) 卸売市場と量販店等の小売店との連携を強化するとともに，市場及び漁港施設を有効に活用した消費者との交流，産直販売活動の展開等地域密着型の流通システムの整備を促進する。

(ロ) 地域性や季節性に富んだ水産物を消費者の需要に即して提供するために，インターネット販売，宅配等多様な流通チャンネルの整備を促進する。

(ハ) 水産物の円滑かつ効率的な流通を維持し、及び促進するため、水産物流通の主流を担う卸売市場について、卸売市場整備計画に沿った情報化、衛生機能の充実、マーケティング能力の向上等により、その機能の強化を図る。

(3) 高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ

「健全かつ活力ある水産業の構築」（条例第8条第1項第3号関係）

イ 効率的で安定的な経営体の育成

産地間や企業間における競争の激化、魚価及び製品価格の低迷など厳しい経営環境が続いていることから、水産業における経営力の強化に向けて、次の施策を展開していく。

(イ) 経営管理能力及び指導力を備えた地域のモデルとなる中核的漁業者を育成するとともに、生産の協業化や経営体の法人化の取組を支援するなどにより、高い競争力を持った経営体の育成を図る。

(ロ) 経営体に対するコンサルティング等の経営指導や中小企業診断士をはじめとした専門家の派遣事業等を拡充し、経営管理能力の向上を促進する。

(ハ) 漁業経営体の経営管理能力強化のため、家族間の経営目標、役割分担、就業条件等の合意形成を推進する。

(ニ) 漁業経営安定のため、台風、低気圧等の災害に備えた生産体制の構築及び漁業共済制度の更なる活用を推進する。

(ホ) 経営全般におけるコストの削減及び過剰投資の抑制を促進するとともに、各種制度資金の効率的な活用及び普及を図る。

(ヘ) 水産業者等の国際化適応力の向上を促進するため、専門家による国際的な取引についての相談体制を強化する。

ロ 人材の育成と確保

漁業就業者の減少及び高齢化の進行により漁業地域の活力が低下していることから、将来にわたり水産業を担う人材の育成と確保に向けて、次の

施策を展開していく。

- (イ) 地域のリーダーとなる担い手を育成するため、知事が認定する漁業士をはじめ、青年や女性に対する研修事業を充実させる等により、人材育成の強化を図る。
- (ロ) 水産業の次代を担う人材を育成するため、就学者に対する体験学習等教育的取組を推進する。
- (ハ) 次代の漁業の担い手となる新規就業者及びUターン等による後継者の円滑な参入を促進するため、自治体や漁業協同組合の受入体制を整備するとともに、漁業や漁業地域の魅力を発信するなど、積極的な受入活動を推進する。
- (ニ) 遠洋・沖合漁業の漁船の乗組員に対する資格取得を推進するなど、幹部船員及び乗組員の養成に関する取組を促進する。
- (ホ) 社会経済情勢の変化に対応し、新たな発想や広い視野を持つ水産業の担い手を育成するため、技術革新、経営改革等に関する情報を積極的に提供するとともに、農・林・畜産業、観光産業等、他産業との交流を推進する。
- (ハ) 特産品の開発・販売等の起業活動、浜料理などの漁村文化の伝承等の分野において、女性の感性及び高齢者の視点などを盛り込んだ地域活動を推進する。

## 八 水産業に関する団体の育成強化

漁業地域を活性化するためには、地域の中核的存在である漁業協同組合及び水産加工業協同組合の運営基盤の強化が必要であることから、次の施策を展開していく。

- (イ) 指導事業・販売事業等を充実・強化するとともに、組合員に対して効率的かつ効果的な支援ができる組織体制を確保するため、漁業協同組合の広域合併を推進する。

- (ロ) 健全でリスク管理の整った系統金融体制を確保するため，漁協系統信用事業の基盤と機能の強化を推進する。
- (ハ) 青年層の活動の活性化を図るため，漁業協同組合の青年・女性部や水産加工業界の研究会組織等の育成・強化及び漁業士会機能の充実・強化を推進する。
- (ニ) 女性及び青年の視点を活かした漁業協同組合の運営を推進する。

## 二 労働環境の整備

後継者，女性及び高齢者が就業しやすく，活力ある漁業生産活動が展開できる労働環境の整備が必要であることから，次の施策を展開していく。

- (イ) 労働環境の改善と快適性の確保のため，流通業者等との相互理解及び漁業者間の連携・協調により，休日など十分な余暇を確保できる体制を構築する。
  - (ロ) 後継者，女性及び高齢者の労働条件の緩和，安全性の向上及び就業者の減少に対応するため，構造改善事業等による省力化・近代化施設及び効率的で安全な漁港づくりを推進する。
- (4) 地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり  
「競争力のある水産業の構築」（条例第8条第1項第4号関係）

### イ 付加価値の高い製品の開発及び販売の促進

流通のグローバル化が進展し，価格競争や販売競争が激化する中，製品の高付加価値化や新たな販売方法の確立を戦略として位置付ける取組が必要であることから，次の施策を展開していく。

- (イ) 多種多様な水産物が水揚げされる大型産地の優位性を活かし，高品質・高鮮度の保持，履歴の明確性，出荷規格の改善等一層の高付加価値化に努める。
- (ロ) 新たなニーズの発生や少子高齢化の到来などを見据え，加工技術の開発支援，低・未利用資源の活用等による新素材及び機能栄養成分に着目した新商品の開発を推進する。

- (ハ) 宮城の水産物の競争力を強化するため、対象品目が持つ旬<sup>しゅん</sup>のうまさ、栄養特性等を強くアピールし、セールスポイントを明確にした販売戦略を推進する。
- (ニ) 産地の鮮度感あふれる水産物のブランド性創出のため、地域が誇りとする製品の認知基準やそのためのルールづくりなど、生産者団体自らの取組を促進する。
- (ホ) 水産加工品の販売力向上や新たな販路開拓のため、消費地市場及び量販店との情報交換や販売面での連携を促進する。
- (ハ) 良質な宮城の水産物を優先的に提供するなど、県民及び地域との連携を強く意識し、地産地消の考え方を取り入れた県民に愛される水産物、水産加工品の生産・供給体制を推進する。
- (ト) 水産物及び水産加工品の海外市場開拓を行う企業を支援するため、海外市場に関する情報の提供及び海外での見本市、商談会等の開催を推進する。

#### ロ 研究開発と成果の普及の促進

水産業の振興と将来にわたっての発展に不可欠な研究開発とその生産現場への普及を促進するため、次の施策を展開していく。

- (イ) 水産業の振興と発展のため、中・長期的な視点に立った研究開発をはじめ、水産業者等及び消費者のニーズに対応した研究開発を推進する。
- (ロ) 研究開発推進計画を策定し、効率的かつ効果的な研究開発を推進するとともに、研究成果の評価体制を充実させる。
- (ハ) 研究成果の普及及び定着のため、水産業改良普及事業を通じて水産業者等に対する情報提供、指導及び研修を行う。
- (ニ) 研究開発の実施に当たり、国、関係都道府県及び県内各研究機関との連携を図るとともに、水産業者等の積極的な参画を促進する。

#### ハ 産業間・産学官の連携による新たな事業の創出の促進

農・林・畜産業など多様な一次産業及び優れた技術に裏打ちされた水産

加工業並びに大学等研究機関が多く立地している本県の産業基盤を十分に活かした新たな事業を創出するため，次の施策を展開していく。

- (イ) 大学が持っているシーズや高度な研究手法を生産現場に投入し，及び活用することにより，生産効率の向上を図るとともに，現場に精通した研究者を育成するなど，産学相互の発展に努める。
- (ロ) 消費者ニーズへの対応のため，水産業者等が自ら投資するなどして実施する研究開発を支援する体制づくりを促進する。
- (ハ) 農・林・畜産業などとの人的交流及び現場交流による産業間の連携を図り，豊かな海山大地に育まれた多彩な地域資源を活かした新たな商品開発及び事業展開を促進する。
- (ニ) 水産加工業者が有する製品開発力など優れた技術の有効活用により，新たな事業展開を促進する。

(5) 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備

「水産業及び漁業地域の多面的機能の発揮」（条例第8条第1項第5号関係）

イ 生産から消費までの情報の提供・共有と食育の推進

水産物の生産・供給の特性に関して，消費者及び流通業者等の理解を深めるため，次の施策を展開していく。

- (イ) 漁況・海況に大きく左右される水産物の生産特性について，積極的な情報提供により，流通業者等及び消費者の理解の促進に努める。
- (ロ) 水産物，産地，魚介類料理，優れた栄養特性，地元ならではの鮮度の良さ等に関する情報を積極的に提供し，水産物を見る目を持ち，旬<sup>しゅん</sup>を上手に味わうことができる宮城の消費者を育成する。
- (ハ) 学校給食との連携による魚食普及，水産物の優れた効用の啓発など，子供たちの水産物消費の拡大に向けた取組を推進する。
- (ニ) スローフードや地産地消といった食の見直しの機運を捉え，水産物を活用した漁業地域の優れた食文化を次代へ継承するための取組を推進す

る。

#### ロ 漁村地域の景観及び環境の保全

漁村地域が持つ自然環境や景観を守るため、次の施策を展開していく。

- (イ) 海や<sup>なぎさ</sup>渚とのふれあいを創出するため、親水機能に配慮した漁港・海岸づくりを促進する。
- (ロ) 自然環境や景観に配慮した漁業地域の生活基盤づくりを促進する。
- (ハ) 海洋や河川・湖沼における環境保全の重要性に対する県民の理解を深め、森づくり等の県民参加型の環境保全活動を促進する。
- (ニ) 環境負荷が少ない健全な水産業を構築するため、漁業系廃棄物の適正な処理とその普及に取り組む。

#### ハ 快適で住みよい地域環境の整備

災害に強く、快適に生活できる漁業地域をつくるため、次の施策を展開していく。

- (イ) 災害に強い漁業地域をつくるため、漁港や海岸の防災施設整備を推進する。
- (ロ) 快適で豊かな漁業地域の生活を実現するため、下水道施設等の生活基盤の整備、海岸を活用した公園等の憩いの場づくり等のインフラ整備を推進する。

#### ニ 都市や農山村との交流促進

県民に水産業のサポーターとしての役割を担ってもらうため、次の施策を展開していく。

- (イ) 宮城で生産される魚介類、水産加工品及び浜料理などの魅力を直接県民へ伝えるため、漁業地域での「定期市」及び「水産まつり」の開催、直売所の設置等を通じて、県民との交流を促進し、水産業の県民サポーターづくりに努める。
- (ロ) 県民を対象とした「海の教室」の開催、養殖オーナー制度の創設、体験学習等の仕組みづくりとともに、県の水産関係施設の一般開放等を行

うことにより，海や海洋生物とのふれあいを促進し，水産業の魅力の積極的な発信に努める。

(ハ) 漁業と海洋レクリエーションの共存のため，ゾーニングやルールづくりの条件を整備する等により，漁業地域の受入体制の整備に努める。

(6) 国への働きかけ

「沖合・遠洋漁業の経営安定と水産物の流通における安全・安心の確保，そして広域資源管理へ向けた地域要望の発信」（条例第8条第2項関係）

国際的，全国的，広域的な取組については，国との協調が必要であることから，次の事項について国への働きかけを行っていく。

イ 国際的に対応が必要な取組について

まぐろ漁業など沖合・遠洋漁業の経営安定，国際的な資源管理体制の構築及び沿岸捕鯨の再開に向けた取組の推進など，国際的に対応が必要な取組について積極的な働きかけを行う。

ロ 水産物の安全・安心に関する全国的な取組が必要な事項について

水産物に関する適正表示及びその監視体制の強化，リスクの公表等，食の安全・安心の確保に必要な全国的な取組について，積極的な働きかけを行う。

ハ 広域的な資源管理が必要な取組について

いわし，さば等の回遊性魚類に関する広域的な資源管理の取組等について，積極的な働きかけを行う。

ニ 水産加工原魚の安定的な確保について

水産加工業の安定的な発展のため，国産原料及び輸入原料の安定的な確保について，積極的な働きかけを行う。